

生命保険を活用した相続対策の留意点 ～遺留分放棄と生命保険～ その9

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしていますが、今回（第9回）が最終回です。今回は遺留分放棄に活用できる生命保険について解説します。

特定の遺留分権利者に遺留分放棄を行ってもらい、かつ、遺言書で相続財産を誰に相続させるか指定しておくことで相続争いを未然に防ぐことに役立ちます。

遺留分とは、一定の相続人のために、相続に際して法律上取得することが保障されている遺産の一定の割合のことをいいます。この遺留分を侵害した贈与や遺贈などの無償の処分は、法律上当然に無効となるわけではありませんが、遺留分権利者が遺留分侵害額の請求を行った場合に、その遺留分を侵害する限度で効力を失うこととなります。

遺留分を有する相続人は、相続の開始前（被相続人の生存中）に、家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができます。

家庭裁判所が遺留分放棄の許可をする基準は、以下のようなものと考えられます。

- ① 遺留分の放棄が本人の自由意思に基づくものであること（和歌山家裁：昭和63年10月7日審判）
- ② 遺留分放棄に合理的な理由と必要性があること（東京家裁：昭和54年3月28日審判）
- ③ 遺留分放棄を相当とするに足りる程度の合理的代償利益の存在が必要（水戸家裁：平成15年7月2日決定）

そこで、生命保険を活用したみなし贈与による遺留分対策について解説します。

保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができます（保険法54）。生命保険契約は、長期継続契約であるために、保険契約者等が保険契約の締結時に必要とした保障は、締結後の事情の変化によって失われることも少なくはなく、そのような場合においては、保険契約者に任意解除権を認めることが要請されます。よって、生命保険契約の約款においては、保険契約者の一方的意思表示により任意解除の効力が生ずる旨と、解約返戻金を保険契約者に支払う旨の約定が置かれることが通例です。

相続税法は、法律的には贈与により取得したものではない財産であっても、実質的には贈与により取得した場合と同様の経済的効果を持つ財産については、課税の公平を図る観点から贈与により取得したものとみなして贈与税の課税対象としています。

保険契約者が保険料を負担している場合、保険契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません。ただし、保険契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。

そこで、遺留分放棄の許可基準のうち、生前に遺留分に見合う一定額の贈与を実行する場合に、生命保険契約を活用した以下のような方法が考えられます。

【設例】

1. 被相続人 甲
2. 相続人 妻・長男・非嫡出子（乙・認知済み）
3. 遺留分の放棄 乙は生前に一定額の贈与を受けることを条件に遺留分の放棄をすることに同意している。
4. 生前贈与

- ① 当初の契約形態 保険契約者 甲、被保険者 乙、保険金受取人 甲

甲は、解約返戻金が500万円/回となる一時払い養老保険に5口加入した。

- ② 契約者変更 保険契約者 甲→乙、被保険者 乙、保険金受取人 甲

乙は、保険契約者たる地位に基づき保険契約を毎年1契約ずつ解約し、解約返戻金500万円/年（総額2,500万円）を受取ることにする。

以上の方法によれば、甲から乙に保険契約者の変更があっても、贈与税は課されません。しかし、保険契約は保険契約者である乙がいつでも自由に解約することができて、解約返戻金も乙が受領することができます。この場合、乙が受取った解約返戻金は甲から贈与を受けたものとみなして贈与税が課されます。しかし、解約年を分散させることで贈与とみなされる金額を500万円/年とすることができることから、暦年贈与によって課税される贈与税の負担割合は10%程度になります。

すべての保険契約の解約後に甲が死亡しても、乙は遺贈によって財産を取得しない限り、解約返戻金相当額の贈与については、生前贈与加算の対象にもなりません。このことは、相続税の申告書に法定相続人として名前は記載されることとなりますが、乙は相続税の申告には関わることはありません。

（文責： 山本和義）